

Voicefun 使用許諾契約書

この使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」といいます）が使用許諾権を有するソフトウェアである「Voicefun」（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用許諾条件を定めるものです。本ソフトウェアのディスクパッケージを開封する等、本ソフトウェアを使用開始した時点で、お客様は本契約に定める使用許諾条件に同意したものとみなされます。

第1条 定義

1. 「本ソフトウェア」とは、当社が、お客様に使用許諾するコンピュータプログラム、エンジンモード、及び関連ドキュメント類をいいます。尚、今後、当社がお客様との契約に基づきお客様に提供するコンピュータプログラム及びエンジンモードの修正版、並びに関連ドキュメント類を含みます。
2. 前項の「エンジンモード」とは、言語モデル、音響モデル、辞書から構成されます。
3. 「お客様」とは、当社から本ソフトウェアを使用する権利を適法、適正に許諾されたものをいいます。

第2条 使用許諾

1. 本契約に基づき、当社は、お客様に対して以下に定める範囲で本ソフトウェアを使用する権利を許諾します。
 - ①本ソフトウェアを使用する非独占、非譲渡の権利。
 - ②お客様が購入されたライセンス数の範囲内において本ソフトウェアを使用する権利。
2. お客様が購入されたライセンス数を超過して本ソフトウェアを使用するときは、追加のライセンスを購入する必要があります。
3. お客様が有する本ソフトウェアのライセンスは、当社がお客様に交付するライセンス証書によってのみ、当社および第三者に証明することができるものとします。
4. 本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、本ソフトウェアに含まれる著作、特許、実用新案、意匠、商標等の知的財産に関する権利がお客様に譲渡されるものではありません。

第3条 使用許諾期間

1. 個別のライセンスに基づく本ソフトウェアの使用許諾期間は、第9条の定めにより本契約が解除されない限り、ライセンス証に記載のライセンス期間の開始日から終了日までとします。
2. 前項のライセンス期間が終了した後、お客様は、当該ライセンスに基づき本ソフトウェアを使用することはできません。

第4条 禁止事項

お客様は、本ソフトウェアに関して以下の行為を行うことは厳に禁止されています。

- ①本契約に違反して本ソフトウェアを使用すること。
- ②本ソフトウェアの構成部分を分離して複数のコンピュータで使用する。
- ③本ソフトウェアの変更、追加等の改変行為を行うこと。
- ④本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等の分析、解析行為を行うこと。
- ⑤本ソフトウェアを複写、複製すること。
- ⑥本ソフトウェアの全部又は一部を第三者（親会社、子会社、関連会社を含む）に対して再販売、再配布、又は送信を行うこと。
- ⑦本ソフトウェアの再使用許諾、貸与、譲渡を行うこと。
- ⑧本ソフトウェアのレンタル又はリースを行うこと。
- ⑨本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上にアップロードすること。

第5条 保証

1. 本ソフトウェアの媒体又はマニュアルに瑕疵があった場

合については、お買い上げ後 30 日間以内に限り、無償で良品と交換します。

2. 前項に定めるものを除き、本ソフトウェアは現状有姿のまま提供されるものであり、当社は、本ソフトウェアについて、その商品性、有用性、および特定目的への適合性、その他の一切の事項についていかなる保証も行いません。

第6条 音声認識

お客様は、本ソフトウェアで使用している音声認識技術は本質的に統計的な処理を行うものであり、音声認識を行った結果の誤認識はその処理において内在するものであることを了解しているものとします。音声認識の誤認識によりお客様に生じる不便、不都合、その他一切の影響に関して当社はいかなる責任も負わないものとします。

第7条 サポート

1. 当社は、ライセンスの有効期間に限り、お客様に対して本ソフトウェアに同梱された「Voicefun サポート利用規定」に定める条件に従って、本ソフトウェアのサポートサービスを提供いたします。
2. 当社は、別途の役務提供契約がない限り、「Voicefun サポート利用規定」に記載のない役務を提供する義務を負わないものとします。この中には、本ソフトウェアのインストール、操作研修、バックアップ、リストア等を含みますが、これらに限りません。

第8条 責任の制限

1. 当社は、お客様が本契約に基づき許諾された使用権を行使することにより生じたお客様若しくは第三者の損害に関していかなる責任も負わないものとします。
2. 本契約に基づく当社の責任は、債務不履行、不法行為その他請求原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接損害とし、本ソフトウェアのお買い上げ代金を上限とする金銭賠償に限られるものとします。尚、特別損害、間接損害、逸失利益は損害賠償範囲から除外されるものとします。

第9条 契約解除

1. お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、又は本ソフトウェアの著作権等を侵害したときは、当社は催告することなく直ちにお客様の本ソフトウェアの使用を終了させることができるものとします。また、当社はお客様の本契約違反により被った損害をお客様に賠償請求することができるものとします。
2. その事由を問わず、本ソフトウェアの使用許諾契約が終了した場合、お客様には直ちに本ソフトウェアの使用を中止していただくとともに、お客様のコンピュータにインストールされている本ソフトウェアを消去していただきます。また、速やかにお客様のご負担で本ソフトウェアを当社に返却あるいは破棄していただくものとします。

第10条 その他

1. 本契約に関わる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。
2. 本契約は日本国法に準拠するものとします。

山形県南陽市和田3369番地
エヌ・デーソフトウェア株式会社

Voice fun サポート利用規定

このサポート利用規定（以下「本契約」といいます）は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」といいます）がお客様に使用権を許諾したライセンス証書記載の ソフトウェア「Voice fun」に関するサポートサービス内容及び提供条件について定めるものです。お客様は、ソフトウェアのライセンス期間に限り、本契約書に定めるところに従って適用対象ソフトウェアに関するサポートサービスを受けることができます。 お客様がライセンスの有効性を当社に証明できない場合、又は、お客様のライセンスが終了している場合は、サポートサービスを受けることはできませんので、予めご承知おき下さい。

第1条 適用対象

当社は、当社が使用許諾権を有するソフトウェアである「Voice fun」の有効なライセンスを有するお客様に対し、本契約に基づき、そのライセンス期間に限り、第3条に定める内容のサポートサービスを提供いたします。

第2条 適用対象ソフトウェア

本契約により当社のサポートサービスの対象となるソフトウェア「Voice fun」（以下「本ソフトウェア」といいます）は、当社がお客様に交付したライセンス証書に記載された「Voice fun」であって、かつ、ライセンスが終了していないものとします。

第3条 サービス内容

- お客様は、以下に定めるサポートサービスを受けることができます。
 - ①当社が更新した本ソフトウェアの利用。専用サイトからのダウンロードを原則とします。
 - ②電話、FAXによる本ソフトウェアの使用に関する問い合わせ。
- 前項に定めるサポートの対応時間帯は、月曜日から金曜日の9時00分から17時30分までとします。但し、当社の定める当社の休業日、祝・祭日及び年末年始は除くものとします。尚、お問い合わせの電話、FAX 番号は、当社指定の番号とします。
- 第1項に定めるサポートサービスには、次の事項は含まれないものとします。
 - ①本ソフトウェア以外のソフトウェア又はハードウェアに起因して本ソフトウェアに生じた障害に対するサポートサービス。
 - ②天災地変等の不可抗力事由、及びお客様の故意又は過失、その他当社の責めに帰さない事由により生じたサポートサービス。
 - ③本ソフトウェア付属のマニュアルの記載事項、又は当社の指示が遵守されなかったことにより生じた障害に対するサポートサービス。
 - ④訪問によるサポートサービス。
 - ⑤リモート接続によるサポートサービス。
 - ⑥本ソフトウェアのバックアップ及びリストア。
 - ⑦その他、本条第1項に記載のないサポートサービス。
- 当社は、本条第1項所定のサポートサービスを、誠意をもって遂行いたしますが、全ての場合について本ソフトウェアが正常に動作することを保証するものではありません。
- サポートサービスの提供の過程においてお客様から当社に提供される情報に関して、当社はそのような情報を製品サポート及び開発を含む商業目的に使用することがあります。但し、当社はお客様を特定することとなるような方法で当該情報を利用しないものとします。
- 付属マイク等の故障修理対応は、メーカー又は当社調達先の保証及び修理対応に準じるものとします。製品によっては、お客

様に、メーカー指定のサポートセンターに直接対応をお願いする場合があります。

第4条 譲渡

お客様は、本契約に基づく権利又は義務について第三者へ譲渡することはできないものとします。

第5条 責任の制限

- 当社は、本ソフトウェアの障害に起因する一切の損害（通常損害、特別損害、間接損害、逸失利益、その他の一切の損害を含みます）について、その責を負わないものとします。
- お客様が、当社が推奨する動作環境において本ソフトウェアを使用しなかったことにより生じた本ソフトウェアの動作不良その他の不具合について当社はサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
- お客様は、お客様の責任で本ソフトウェアが使用するデータの有効なバックアップを常に保持するものとします。お客様が使用するデータのバックアップを保持しないことによりお客様に生じる不便、不都合に関して当社はいかなる責任も負わないものとします。
- 本条第1項の免責が法的に否定された場合等、当社が損害賠償責任を負わねばならない場合であっても、債務不履行、不法行為その他請求原因を問わず、当社が負うべき責任はお客様に現実に発生した通常かつ直接損害とし、本ソフトウェアのお買い上げ代金を上限とする金銭賠償に限られるものとします。なお、特別損害、間接損害、逸失利益は損害賠償範囲から除外されるものとします。

第6条 契約終了

お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、その他お客様の責に帰すべき事由により契約履行が困難になると判断される事由が生じた場合、当社は本契約を解除してサポートサービスの提供を停止することができるものとします。この場合であっても、既にお支払い頂いた本ソフトウェアのお買い上げ代金について、当社は返金する義務を一切負わないものとします。また、お客様の責に帰すべき事由により当社に損害が生じた場合には当社は、お客様に対して損害の賠償を請求することができるものとします。

第7条 その他

- 本契約書に関わる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。
- 本契約は日本国法に準拠するものとします。

山形県南陽市和田3369番地
エヌ・デーソフトウェア株式会社

《以下 余白》